

小平町通学路交通安全プログラム

平成28年4月

小平町通学路安全対策協議会

小平町通学路交通安全プログラム

1 プログラムの目的

小平町において、児童生徒が安全に通学できる通学路を確保するため、関係機関が連携して「小平町通学路交通安全プログラム」を策定し、その実現に向けて検討を行う事を目的とします。

2 通学路安全対策協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「小平町通学路安全対策協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し策定しました。

- (1) 留萌警察署小平駐在所所長、鬼鹿駐在所所長
- (2) 生活環境課長
- (3) 各小・中学校長
- (4) 管理課長
- (5) 管理課長補佐
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めた者。

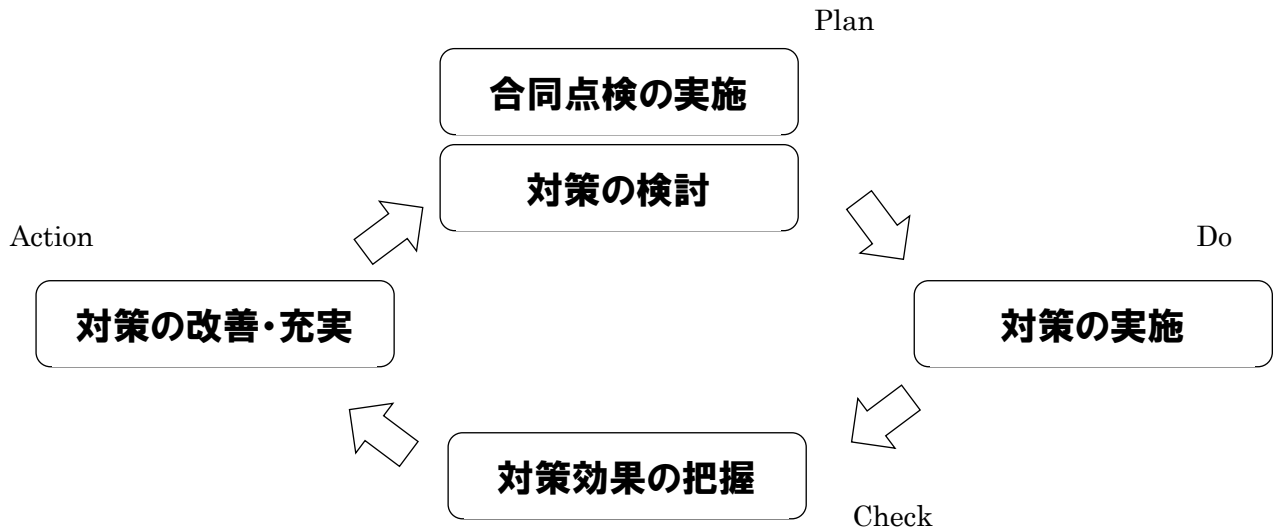
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 合同点検の実施時期等

通学路安全対策協議会において、実施時期および実施箇所を検討したうえで、1年に1回合同点検を実施します。

合同点検には、通学路安全対策協議会メンバーの各代表が参加し実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から、安全対策が必要になった箇所について、防護柵設置等のハード面での対策、交通規制や安全教育等のソフト面での対策など、具体的な対策案を検討します。

(4) 対策の実施

関係者間で連携を図り、円滑に実施します。

(5) 対策効果の把握

対策の実施した箇所において、期待した効果があがっているのか通学路安全対策協議会の各々の担当部署において情報収集します。

(6) 対策の改善、充実

合同点検や対策の結果を踏まえて、対策の改善及び充実を図ります。

4 合同点検結果等の公表

合同点検の結果等については、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。